

# あんじゅ

第6回 大阪市ハウジングデザインシンポジウム

特集

## わがこと意識で命を守る住まいの備え

volume

78

2019年春号



暮らしの豆知識

4回連載「住まいと掃除」を考える  
第4回 高齢期と掃除

大阪くらしの今昔館news

重要文化財「大工頭中井家関係資料」  
「御即位画図」と  
二つの「大嘗会仮殿図」

大阪市住まいのガイド

借りる・買う・建てる・建て替える  
各種住宅施策のご案内

人と住まいを結ぶ情報発信基地

大阪市立 住まい情報センター

〈今月の表紙〉

季節の区の花(藤・杜若)

4~6月にかけて見頃を迎える花といえば藤や杜若。福島区では野田藤巡りイベントを通じてまちの魅力を紹介しています。また、住吉区では平安の昔から杜若の名所として知られている細江川と杜若を復活させ、人々の憩いの場をつくっています。

“あんじゅ”は、「安心して快適な住生活をいとなむ」ための情報誌です。また、フランス語でAnge は「天使」という意味。よりよい暮らしを運んでくれる幸せの象徴をイメージしています。



【特集】

# わがこと意識

## 命を守る住まいの備え



大阪府北部地震による屋根の被害  
写真提供:(一財)消防防災科学センター(災害写真データベース)

「わがこと意識で命を守る住まいの備え」。これは2月10日に大阪市立住まい情報センターで行われた第6回大阪市ハウジングデザインシンポジウムのテーマです。本特集は、来るべき自然災害の被害を最小限に抑え、命を守るために必要な住まいの防災対策について、各専門家に話をうかがい、シンポジウムで得た教訓を踏まえ、平成を振り返りながらとりまとめたものです。

### 災害に対し 「わがこと意識」をもつ

木村玲欧氏

平成の時代には地震や豪雨、豪雪、台風、噴火など大きな災害が発生しました。現在、南海トラフ巨大地震の発生が予想されていますが、「災害は頻繁に発生し、そのたびに命を脅かすものと認識を。自分に直接関係していなくても、自分たちのものと考え『わがこと意識』が大切」と話すのは兵庫県立大学の木村玲欧准教授です。

災害に何の備えもなければ、すべてのことが「想定外」となりますが、

「正しい知識・適切な判断・迅速な対応」を知っていれば「想定内」の範囲は広がります。

まず、ハザードマップを入手し、近隣の避難所や危険な場所などを知りましょう。早めに住まいの耐震性向上を図り、室内では家具の転倒防止策を施します。

### 平常時と異なる 災害時の人間心理

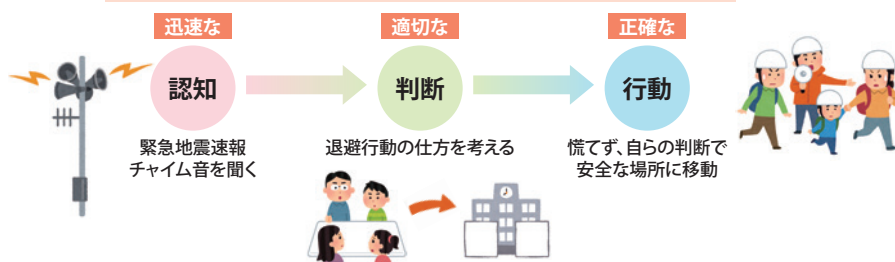
基本は「自分の命は自分で守る」。揺れを感じたら津波を連想し津波警報を聞いたなら安全な場所に逃げます。津波が起きなくても逃げて損したと思わず、上手な危機管理ができた

思うこと。

防災心理学の観点から木村准教授は、「災害時の人間の心理や行動は、普段に常識として理解している心理・行動とは異なる」と話します。例えば、危険なことなのに少しの変化なら正常の範囲と処理してしまう人間心理を「正常性バイアス」と言います。今まで大丈夫だったから今後も大したことにはならないと根拠なく考える「楽観主義バイアス」、経験が豊富なので自分の技術や能力を過大に評価して、危険な行動を冒してしまう「ベテランバイアス」。つまり人間は目の前のリスク情報をそのまま素直に受け取らない傾向があり、災

#### 行動のパッケージ化

認知から行動に至るまでの課程を「パッケージ化」する



#### プロフィール



木村玲欧(きむられお)

兵庫県立大学環境人間学部・大学院環境人間学専攻准教授  
早稲田大学人間科学部卒、京都大学大学院情報科学研究科修士、同博士後期過程修了、博士(情報学、京都大学)。認定心理士、専門社会調査士。専門は防災心理学、防災教育学、社会調査法。「災害・防災の心理学」ほか著書多数。

害時には逃げ遅れにつながりかねません。「無意識に働く認知システム＝バイアス」を乗り越えるために木村准教授は、「バイアスは必ず生じると理解する」「状況と行動をパッケージ化し、危機的場面に対する事前行動計画(ルール)をつくっておく(図参照)」「機先を制して場の主導権をとり、最初に動く」の3つを挙げます。

## 防災訓練と仕掛け人が重要

災害への備えで重要となる防災訓練は「入り口を広く、奥行きを深く」。簡単な訓練を学校や企業、地域ごとに行い、毎年、訓練のテーマや対象者を変えることで奥行きを深くします。「地域で防災計画をつくる際には、なるべく市民を巻き込む工夫を」(木村准教授)。防災を担う仕掛け人も重要で、行政、自治会、自主防災組織・消防団・水防団などが継続的・発展的に取り組みます。

「平成の時代に建物の耐震性などハード対策は進みましたがソフトはまだまだ。わがこと意識をもって危機管理を考え、防災訓練を」と木村准教授。安全・安心は自分たちでつくる部分が大きいのです。

## 公的な相談窓口の利用を

朝田佐代子氏

昨年9月の台風21号から2019年2月まで746件の相談が大阪市立住まい情報センターに寄せられました。

その多くが建物被害への応急処置や改修の依頼先に関するもの。屋根に防水(ブルー)シートをかけたいという相談が多かったのですが、建築業者に依頼が集中し、すぐに初期対応ができませんし、屋根のような高所作業には一般のボランティアは対応できません。順番を待つ間に不安は大きくなり、高齢者世帯や空き家にしていた実家などすぐに動けないケースでは、さらに対応は後手後手になります。

住まい情報センターは平常時から一般相談、法律・建築など専門家相談に加え、災害時にはホームページや住情報プラザに災害情報コーナーを設置します。「普段から気軽に相談窓口を利用し、災害時にはどのように最新情報を手に入れるか日頃から関心をもって」と朝田佐代子相談担当係長は話します。

## 災害がきっかけとなるトラブルも想定しておく

強風による飛来物で、他者に被害を与えたケースも少なくありませんが、補修費用の請求や捻出、天災の場合に何が免責となるのか、知識やノウハウがなければ想定外のことに戸惑うばかりです。

壊れた住宅の修理や修繕不能を理由とする立ち退き要請など、賃貸住宅の借主からの相談も増えました。

## 大阪府建築士会の建築相談室

荒木公樹氏

大阪府建築士会建築相談委員会は平成14年度から建築相談室を設置し、月曜から金曜(13~16時、無料)で電話相談を行っています。毎日、電話相談を実施する建築士会は大阪だけで、全国有数の相談事例を蓄積しています。面接相談や現地相談(有料、申込制)も行い、災害時には市民や行政に対する支援を行います。大阪府北部地震後の電話相談は平常時の3.5倍となり、特にブロック塀の安全性に関する相談が211件と約4割に達しました。

## 建築士ら専門家の役割も変化

近年の地震や台風のケースを振り返り、「丁寧に管理し、近隣と良好な関係を維持している住まいは総じて被害が少ない」と荒木公樹建築相談委員会代表は話します。

災害に強い住まいにするためには、普段から住まいの点検・補修、耐震診断・改修とともに、暮らしをサポートする住まいの専門家と上手につきあうことが重要です。昨今、建築士は、建築物をつくる専門家から建築物を良好に維持管理する専門家へと役割が広がりつつあります。市民も、住まいとまちに対して当事者意識をもち、専門家任せにせず一緒に

## profile



朝田佐代子(あさださよこ)

大阪市立住まい情報センター相談担当係長  
大阪市住宅供給公社で分譲住宅の販売、賃貸住宅の募集業務を経て、09年から現職。住まい探し、賃貸借、売買、建築、相隣、分譲マンション管理など住まいの相談業務に携わる。



荒木公樹(あらかさまさき)

一級建築士、(公社)大阪府建築士会建築相談委員会代表  
吉村篤一建築環境研究所を経て03年空間計画設立、持続可能な住環境実現のための設計・研究に取り組む。都住創シリーズの運営調査を通して都市住宅のマネジメントのあり方を探っている。



辻岡信也(つじおかしんや)

針原辻岡法律事務所、弁護士  
金沢大学工学部卒、京都大学大学院法学研究科修了、東京都大学客員教授、ラポテック一級建築士事務所代表。弁護士として土木建築関連事案を多く扱い、まちづくりや歴史的建造物保存活動に尽力。





台風21号による市内の被害(平成30年9月)写真提供:大阪市消防局

行動することが問われています。

同建築士会は今後も市民への情報発信とともに災害時にはほかの専門家や他組織との連携や情報共有を進めていくとのこと。「情報プラットフォームづくりなどの取り組みも課題」(荒木代表)と話します。

### 災害で加害者となることも

辻岡信也氏

老朽家屋やブロック塀の倒壊、住まいからの飛来物などによって、災害時には被害者になることも加害者になることもあります。

住んでいる賃貸住宅が損害を与えた場合、賃借人(借主)は責任を問われ、賃借人に過失がない場合には所有者(貸主)が責任を負います。賃貸住宅の管理を他者に任せていたとしても、また自身に過失がなくても、最終的に責任を負うのは所有者です(無過失責任)。

放置していた空き家が危害を与えれば所有者は責任を負います。分譲マンションで、共有部分から発生した損害は、持分割合に応じて区分所有者が賠償責任を負います。「誰にとっ

ても他人事ではない。日頃から法的責任のことであり、わがこと意識をもって住まいを注意深く維持管理しないと」と辻岡信也弁護士は話します。

### 財産がまさかの負債とにならないように

理論的には天災による事故が不可抗力であれば責任を負わなくてもいいのですが、近年、大きな災害が続く中、「不可抗力が認められることが少なくなっています」(辻岡弁護士)。補修工事や賠償責任を求められ、それまで財産だと思っていた不動産が負債になることも。そんなリスクを避けるためにも、日頃から建物調査診断や計画的な修繕、災害時の事故防止措置を怠りなく、個人でもマンションの管理組合でも保険に加入することで備えます。各専門団体や自治体などの相談窓口も活用しましょう。

### 火災保険と地震保険のセット加入を

小幡賢治氏

火災保険は火災・風災・水災・盗難や水漏れ・破損などのリスクに備えま

す。しかし、「地震・噴火・またはこれらによる津波」を原因とする損害は火災保険では補償されないため、火災保険と地震保険をセットで加入します。

地震保険の対象は建物と家財で、「全損・大半損・小半損・一部損」など損害の程度に応じて契約金額の5~100%の範囲で保険金が支払われます。年間保険料は地域によって異なり、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度もあります。

### 保険の審査のために被災状況の撮影を

「地震保険の保険総額は、その家を建て直したらいくらかかるか、という『新価』で考えるため、築年数が古い建物でも思った以上に支払われますし、査定も迅速です」とCFP®の小幡賢治さん。

一方、家財の損害は建物とは別に算定し、建物が無事でも地震で家財が壊れた場合には被災現場を写真に撮っておき、査定してもらいます。管理組合で保険に加入している集合住宅の場合、専有部分が無事でも共有部分に損害が出ていれば保険金は支払われます。

まず、日常的に住まいをしっかりと維持管理し、火災保険と地震保険で不安を安心に変える備えを。保険金は被災後の当面の生活再建費の一部になります。「大阪府下の地震保険の世帯加入率は31.5% (2016年損保協

#### プロフィール

#### profile



**小幡賢治(おばたけんじ)**  
CFP®ファイナンシャル・プランナー  
専門はライフプランニング・住宅ローン・損害保険・保障設計。99年ライフナビゲーションシステム(有)設立。ライフプランニングに基づいた住居費対策、保障設計、年金対策などを提唱。



**鈴木素子(すずもりもとこ)**  
NPO法人住宅長期保証支援センター理事長  
住宅リフォーム、ハウスメーカーのコーディネーターを経て現職。住まい手と作り手の双方を支援する住宅長期維持管理・活用システム「住宅履歴情報いえるて」を推進。著書に「住宅履歴は工務店の財産」。



**高田光雄(たかだみつお)**  
京都美術工芸大学教授、京都大学名誉教授、博士(工学)、大阪市ハウジングデザイン賞選考有識者会議委員長、一級建築士。  
専門は建築計画学、居住空間学。居住文化を育む住まい・まちづくりの実践的研究を継続。



会調べ)とまだ低いので加入をお勧めします」と小幡さん。

## かかりつけの工務店をもつ

鈴木素子氏

天災で被害を受けた建物の調査を依頼された建築事業者は、通常の仕事を続けながら、「お得意様や地域の業者仲間の補修応援を先に行い、その後、突発的な調査や工事の依頼先に回ります」(NPO法人住宅長期保証支援センターの鈴木素子理事長)。どうしても顔が見える順番となり、被災者が多い分、職人不足や建材不足にも陥ります。防水(ブルー)シートをかけるだけなのに、なぜすぐ来てくれないのかと思うかもしれませんが、建築事業者のすぐ動けない事情を知っておきましょう。

普段から適切な手入れをし、不具合は早期に手当をできるように、「かかりつけ」の工務店をもつことが大切です。

## 日常的な維持管理で災害にも強い家に

計画的に維持管理に努めていれば住み心地もよく、災害にも強く、万一被害を受けても工務店等に早く動い

てもらいやすくなります。

ひと月あたり5000円から1万円を目安に住まいの修繕のために積み立てておくといいでしょう。国土交通省が進める『住宅履歴情報(いえかるて)』という仕組みを活用し、建物の情報や維持管理、リフォームなどの履歴を登録しておく、いつどんな手入れをし、次はいつ何をサポートを受けられます。「どんな維持管理をしたかで住まいの安心度や快適さが変わり、災害に強い住まいにもなります。災害に対する備えは日頃の点検やリフォームから始まります」と鈴木理事長。

## 災害が起こる前から地域で考えられる仕組みを

高田光雄氏

昨年の相次ぐ自然災害によって、さまざまな専門家が関わらないといけない、大きな問題に発展していたことがわかりました。シンポジウムでは、複数の観点から課題をつきあわせることでより議論が深められ、種々の教訓から日頃の備えのヒントが得られました。今回の災害の教訓の中でも、とり

わけ加害者になるという側面がクローズアップされていました。

自分の備えはできても隣近所の問題はどうなるのかということは悩ましい。行くところまで行けば専門家に入ってもらうという関係をつくらざるを得ないのです。

被害軽減策として専門家の地域単位のネットワークという話がありましたが、被害抑止についても地域で考えていくことが重要であり、「事が起これば加害者、被害者の関係になりうるが、起こっていないうちから地域で考えられる仕組みづくりが大切なのです」と高田教授。

## 被災者生活再建制度の見直しを

「保険制度」については、地震保険の掛け金が割高に感じられ、経済的に豊かではない人たちは保険に加入する割合そのものが低くなってきます。「災害時に保険が有効に使われているということはあるが、経済的な格差が出てくるという問題点について認識をもち、今後も引き続き議論されるべき」と高田教授は語ります。

同時開催

## 第32回大阪市ハウジングデザイン賞の表彰式、大阪くらしの今昔館「一日限りの蔵出し展示」を実施



第32回大阪市ハウジングデザイン賞表彰式を行いました。216件の応募から、都市型住宅のひとつのモデルとして評価された「Fu-Riu East,West」が同賞を、住宅再生モデルとして評価された「新桜川ビル」が同特別賞を受賞し、選考有識者会議の高田光雄委員長から「いずれも、まちに住まうということを実現する素晴らしい作品」と講評がありました。

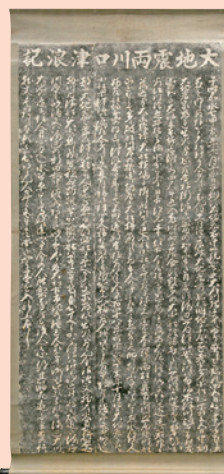
同時開催の大阪くらしの今昔館「一日限りの蔵出し展示」では、過去に関西で起こった自然災害をテーマに、大地震両川口津浪記石碑 拓本(掛軸)、新坂大坂之図 明暦3

年(1657)(掛軸)、浪花大地震見聞記 嘉永7年(1657)など7点を展示。この機会に沢山の方にご鑑賞いただきました。



▲浪花大地震見聞記 嘉永7年(1657)

大地震両川口津浪記石碑 拓本(掛軸) ▶





4回連載

# 「住まいと掃除」を考える

住まいと掃除

## 第4回 高齢期と掃除



高齢になってくると、若い時に比べ、片付けや掃除をすることが億劫になったり、細かいところまで目が配れなくなることがあります。そんな高齢期の住まいと掃除の背景に何か危険が潜んでいないか、どうすれば快適な暮らしができるか、考えます。

協力：米沢 なな子（（一社）コミュニティネットワーク協会 理事 高齢者住宅情報センター 大阪センター長）

### 年齢に応じて 住まいを見直す

視力や臭覚など感覚器が衰えてくると、細部のほこりやごみが見えにくくなったり、ごみなどの異臭に鈍くなったりします。また、筋力が衰えたり足腰が弱くなったりすると、重いごみ袋を外へ出すのが大変になります。これらも、高齢になって掃除が行き届かなくなる背景の一つです。

まずは、住まいの使い勝手をよくしましょう。よく使うものや大事なものの収納場所を見直し、できれば腰から胸の高さまでの取り出しやすい位置にします。取り出したら元の位置に戻すことを習慣にすれば、探しものや二度買いを防げます。ついテーブルや床の上にものを散乱させてしまう人は、掃除がしにくくなるので、その癖を改めましょう。

### 掃除は家事ではなく 運動の機会と考える

高齢となり、体の衰えを感じたら、住まいの動線を単純にする方法もあります。2階建ての家だと1階だけを生活の場に集約したり、リフォー

ムをしてワンルームスタイルにするなど空間をシンプルにします。

必要に応じて段差をなくし、手すりをつけるなど、バリアフリーにすれば、安全だけでなく掃除や片付けもしやすい空間になります。

掃除を家事と捉えると、つい億劫になりがちです。そこで掃除を「運動の機会」「体を動かすための時間」と発想を変えてみてはどうでしょう。厚生労働省の「身体活動のエクササイズ数表」によると、屋内の掃除、家財道具の片付け、フロアやカーペットを掃く、掃除機をかける、床磨きや風呂掃除、庭の草むしりといった順で運動量が大きくなります。

### 掃除で、ケガの予防や 病気の早期発見にも

なるべく元気なうちから少しずつ家財を整理し、現役時代より狭い家に住み替え、住まいと暮らしをダウンサイジングするのも有効です。

高齢者住宅へ住み替えると、たいして専用部分は狭くなるため、新しい住まいのサイズに合わせて、暮らしを再構築する必要があります。有料老人ホームなど高齢者住宅には、

リビングや食堂など共用空間があることで、自室用の大きな家具類を減らせますし、掃除も簡単になります。覚悟をして家財を減らして入居し、こまめに掃除をすれば無理なくすっきり暮らせます。

「介護型住宅や施設だと掃除はスタッフがしてくれますが、元気な人が入居する高齢者住宅でも、それとなくスタッフが入居者の住まいや暮らしに目を配ってくれるはずですよ」と話すのは、高齢者住宅情報センターの米沢なな子大阪センター長。というのも、片付けができていない空間では、つまづいてケガをするリスクがありますし、認知症発症のために部屋の掃除や片付けができなくなっていることもあります。「そうならないか、気遣って見てくれる人がいると、ケガの予防や病気の早期発見につながることもあるのです」と米沢さん。

すべての家事を妻任せにしている、妻に先立たれると途方にくれる人もいます。将来に備えて、若いうちから自分で掃除する習慣とスキルを身につけるのも、高齢期を快適に過ごす知恵の一つです。



# 大阪 くらしの 今昔館

news  
volume.71

重要文化財「大工頭中井家関係資料」

## 「御即位画図」と 二つの「大嘗会仮殿図」



今年の5月1日に新天皇が即位し、10月22日に「即位礼正殿の儀」が執り行われる。即位の礼は、新天皇が高御座に座し、天皇の継承を天下に示す儀式である。古代には内裏の大極殿で行われていたが、江戸時代の内裏には大極殿がなかったため、代わりに紫宸殿とその南庭が用いられた。大阪くらしの今昔館には、重要文化財「大工頭中井家関係資料」(中井正知氏・中井正純氏蔵)が寄託されており、その中に江戸時代の即位と大嘗祭の様子を伝える絵図がある。

### 1. 「御即位画図」

「御即位画図」は187.4cm×264.4cm

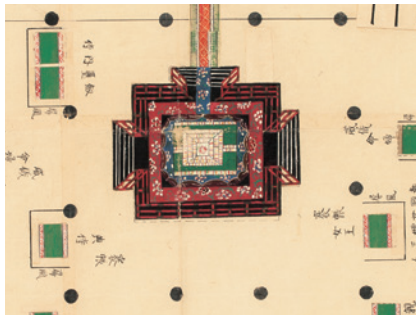
の巨大な絵図である。宝永7年(1709)に造営された内裏(宝永度内裏:天明8年(1788)に焼失)で行われた即位の様子を表わしたもので、儀式の順路や位置を確かめるために製作されたものと思われる。

この絵図の特徴は、平面図の上に儀式の「しつらい」図を貼り付け(貼絵図)、部分的に立て起こしができる「起こし絵図」に仕上げている点である。「起こし絵図」は、茶室の絵図が知られており、中井家資料にも「茶室起こし絵図」が含まれている。今昔館では平成26年3月に「中井家伝来茶室起こし絵図—江戸時代のペーパークラフト」展で公開された。

「御即位画図」は、和紙(楮織維)に1寸角の筧跡をつけ、これを1間とした指図(平面図)である。この筧跡は「十分計」、すなわち1間(6尺5寸)を1寸(10分)に縮尺したもので、65分の1の縮尺率になる。ここに紫宸殿と清涼殿を配置し、東は内侍所と日華門、西は殿上公卿諸大夫之間、南は承明門代と四足門までの諸建物、すなわち内裏の西南部分を墨線で描いている。さらに、厚手の和紙(楮織維)に彩色された図面を別に製作し、指図の上に貼り付け、その一部は立て起こしができる。

紫宸殿を見ると、建物の中央に、高御座の彩色絵図が貼り付けられてい

る。高御座とは、即位や朝賀など朝廷の儀式に用いる天皇の座のことで、南正面以外の三方に階段があり、基壇の四周は勾欄(欄干)が巡らされ、その中央に2枚の畳と茵を重ねている。ここが天皇の座である。



紫宸殿のしつらい「御即位画図」(部分)

清涼殿は、中央に天皇の日御座(屋御座)が貼り付けられている。ここは天皇が日中に出御する御座で、畳2枚を敷き、上に茵を置いている。その後ろの御帳台の前には、2頭の獅子の置物が描かれている。「臺盤所」には畳を敷き詰め「御椅子」が置かれ、隣室には、「御玉冠」や「御禮服」など儀式用の道具が置かれている。玉冠とは、天皇、または皇太子が着用する冠のことである。



清涼殿のしつらい「御即位画図」(部分)

つぎに紫宸殿前の南庭に目を転ざると、正面とその東西に、幡幢が立て起こしになっている。幡幢とは、飾りのある竿柱に長方形の美しい布をた

らした「はたほこ」のことである。紫宸殿の南正面には7本の幡幢が立てられ、東から青龍幢、朱雀幢、日像幢、銅鳥幢、月像幢、白虎幢、玄武幢の順に配置されている。

中央の銅鳥幢は、五彩の雲形を描いた幢竿の上に瓔珞を垂れ飾った台をおき、その上に金銅製の鳥を据えている。鳥は太陽の中にいると想像された三本足の鳥である。青龍は東、白虎は西、朱雀は南、玄武は北をそれぞれ司る神で、四神とも称された。東西の幡幢は、それぞれ左近府・右近府、萬歳幡と、3本の鷹像幡から成る。



南庭の幡幢「御即位画図」(部分)

また、同じく立て起こしの帷舎は、四隅に柱を立て、布帛(織物)で覆った仮小屋のことで、祭礼・儀式などのときに臨時に設けられた。帷舎の前に主殿と図書(文庫)の官人が焚く2基の香炉が置かれている。

百官の位置すべてに公家の名前を書いた紙が貼られている。公家の官位から、安永9年(1780)12月4日に行われた光格天皇の即位の礼であることが分かる。ところが貼紙の下には別の名前があり、この図が古い画図を再利用したものであることが判明する。南庭の月華門の西にも大きく紙が貼られ、「外弁」の人数と位置を書き直している。光格天皇の前には明和9年(1772)に後桃園天皇の即位礼が行われているので、その時に作られ、再利用されたのかもしれない。

本図は、製作以来、200年以上が経

過して損傷が見られたので、国庫補助と住友財団の助成を得て、平成26年度に修理を行った。

## 2. 大嘗祭の仮殿

今年の11月14日から15日にかけて、大嘗祭(近世以前は大嘗会ともいう)が行われる。天皇が新穀をもって天神地祇を祀る儀式を新嘗祭といい、即位して初めて行う新嘗祭を大嘗祭という。新穀をおさめる悠紀、主基の地方はその都度定められ、祀りを行う悠紀殿、主基殿が設置された。

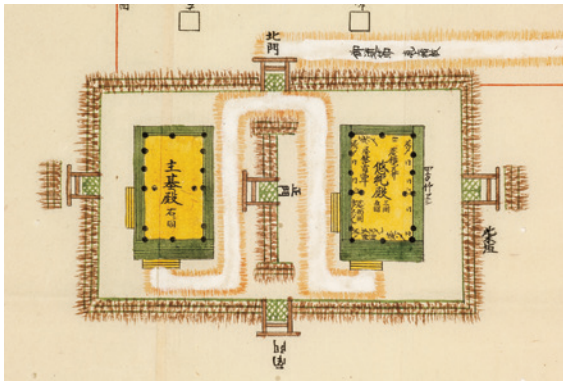
大嘗祭は応仁の乱以降中断し、江戸時代に東山天皇が即位した貞享4年(1687)に、221年ぶりに簡略な形で復興された。しかし次の中御門天皇は行わず、桜町天皇即位の元文3年(1738)からは継続して今日に至っている。

新嘗祭が常設の神嘉殿で行われるのに対し、大嘗祭は悠紀殿、主基殿、廻立殿からなる仮設の大嘗宮で行われる。儀式は夜に始まり、天皇が廻立殿で身を清めたのち悠紀殿に入り、諸国の芸能奏上などを経て、最も重要な神事である神饌親供(天皇が神饌を供え自らも食する)が行われる。この儀式は主基殿でも全く同様に繰り返された。

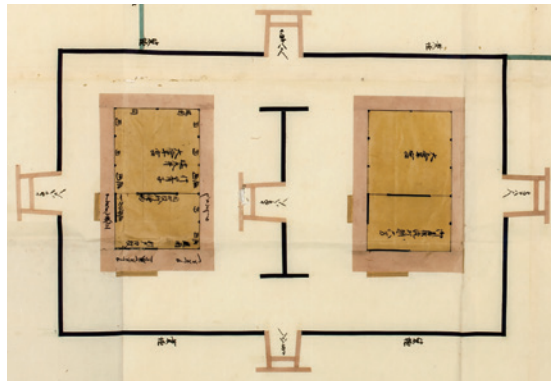
中井家には大嘗祭に関する2枚の絵図が伝来している。そのうちの「大嘗会御仮殿之図」(55.9cm×39.9cm)に「元文三戊午年霜月」の外題があり、まさに元文3年に再復興された大嘗祭の図面であることが分かる。

同図によると、紫宸殿(宝永度内裏)の前に間口3間、奥行5間の仮屋が2棟描かれ、東を悠紀殿、西を主基殿と記している。両殿の境と周りは柴垣で囲まれ、四方に鳥居形の門が開かれる様子が絵画的に表現されている。悠紀殿、主基殿、廻立殿の内部は

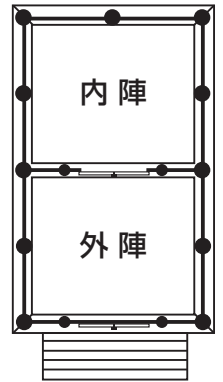




「大嘗会 御仮殿之図」(部分)



「大嘗会仮殿図」(部分)



住吉大社本殿平面図

黄色、外部は緑で彩色され、絹を敷いた道筋は白く彩色される。建物の壁と天井は菴、屋根は萱葺、四方は竹縁との仕様を記している。

もう1枚の「大嘗会仮殿図」(87.5cm×62.1cm)は、墨書きの平面図の上に、3棟の御殿、板囲、柴垣の平面図を貼り付け、鳥居形の門は立面図で表現している。悠紀殿・主基殿は前後2室に分かれ、内部仕様は竹簀子の床、菴天井、周りは菴囲の書き込みがある。

### 3. 住吉大社本殿

この大嘗宮の正殿である悠紀殿・主基殿は、その平面・立面が、大阪の住吉大社の本殿と類似していることが指摘されている。住吉大社本殿(4棟)は、奥行4間、間口(背面)2間、切妻造・妻入の建物で、前方2間を外

陣、後方2間を内陣とし、外陣正面と内外陣境に板扉を設けている。屋根は直線的で反りがなく、棟に5本の堅魚木と置干木とがある。この建築様式を「住吉造」と呼び、古い時代の宮廷内の建築をもっともよく伝えるものとされている。

摂津の国一の宮である住吉大社では定期的に遷宮が行われた。江戸時代前期の明暦元年(1655)に造替された本殿は、中井家3代・中井正知(初名は正朝。棟札では「中井大和橘正朝」)が大工棟梁をつとめている。現在の本殿は文化7年(1810)に造営されたもので、大阪市内で唯一の国宝建造物に指定されている。

中井家の歴代当主は京都大工頭を世襲し、内裏のすぐ東に中井役所を構えて、内裏の造営を担当した。また、



住吉大社第三本宮・第四本宮

内裏での諸行事の際は、配置図などを作成して保管し、内裏関係のアーカイブ(保存記録)の役割を果たしていた。天皇にとっては一世に一度の儀式である「即位の礼」や「大嘗祭」など、特殊な儀式のしつらいや建物の施工も、中井家が担っていたことが分かる。

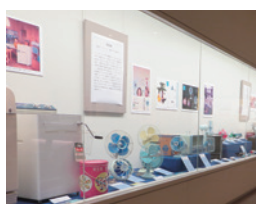
摂南大学教授:岩間 香  
大阪くらしの今昔館館長:谷 直樹

### 企画展予告

まかげさまで第6回

## 吉例 昭和レトロ家電® —マスタコレクション展—

大阪くらしの今昔館で好評を博してきました昭和レトロ家電の展示会が、今年も開催となりました。本展では、家電コレクターである増田健一氏が20年以上にわたって収集したコレクションの中から、魅力あふれるレトロ家電を選びすぐり、販売当時の懐かしいポスターやチラシ等と共に展示します。どうぞお楽しみに。



参考:前回会場風景

会期:2019年4月20日(土)~5月26日(日)

開館時間:10:00~17:00(入館は16:30まで)

会場:大阪くらしの今昔館8階企画展示室

休館日:毎週火曜日(但し、4月30日は開館)

主催:大阪市立住まいのミュージアム

入館料:企画展のみ300円、常設展+企画展 一般800円(団体700円)、高・大生500円(団体400円)、団体は20名以上 ※中学生以下、障がい者手帳等をお持ちの方(介護者1名含む)、大阪市内在住の65歳以上の方は無料(要証明書提示)

# 大阪くらしの今昔館 催し物ガイド

2019年

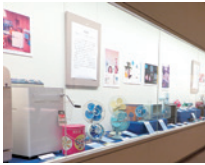
充実した常設展示や楽しいイベントまで、盛りだくさんな内容でお楽しみください。  
 ※入館料(常設展)が必要です。予告なく変更することがあります。事前にお確かめください。  
 ※定員がある当日先着のイベントは8階受付で12時から参加券を発行します。

## 企画展

### ■おかげさまで第6回 吉例・昭和レトロ家電® — マスダコレクション展 —

4月20日(土)～5月26日(日)

昭和30年代は「三種の神器」をはじめとするさまざまな家電が家庭に普及し、それまでの家事労働や家庭生活のありかたを大きく変えました。販売当時の懐かしいチラシやポスターと共に、レトロ家電の魅力に迫ります。



前回会場風景

●企画展のみ:300円

## 常設展

### ■夏祭の飾り

4月13日(土)～9月1日(日)



## 季節のしつらい

### ■建具替(夏建具)

4月13日(土)～9月1日(日)

## イベント

### ■上方芸能まつり

ゴールデンウィークは、今昔館の上方芸能まつりをお楽しみください!

#### ■座敷舞

4月27日(土)

- 時間:14:00～15:00
- 出演:山村若女 御一門



#### ■和楽器のしらべ

5月2日(木・休)

- 時間:14:00～15:00
- 出演:菊聖公一 他



菊聖公一

#### ■講談

5月3日(金・祝)

- 時間:14:00～15:00
- 出演:旭堂南左衛門 他



旭堂南左衛門

#### ■落語

①5月4日(土・祝) ②5月5日(日・祝)

- 時間:14:00～15:00(らくてん会は15:30まで)
- 出演:①らくてん会 ②笑福亭学光



笑福亭学光

### ■町家寄席一落語

江戸時代ヘタイムスリッ! 大坂の町家で落語を聞いてみませんか。

- 4月20日(土) ②6月22日(土)
- 時間:14:00～15:00
- 出演:桂出丸 他



桂出丸

### ■町家でお茶会

①4月21日(日) ②5月19日(日)

- 時間:13:00～15:00
- 茶葉代:300円
- 定員:先着50名
- 協力:大阪市役所茶道部



### ■今昔庵茶会

6月16日(日)

- 時間:13:00～15:00
- 茶葉代:300円
- 定員:先着50名
- 協力:玉川遠州流玉川会大阪支部 お煎茶



### ■大阪欄間を彫ろう(事前申込制)

6月29日(土)、30日(日)

- 時間:①12:30～14:00 ②15:00～16:30
- 材料費:A1000円、B2000円、C2500円(B、Cは数量限定)
- 対象:満18歳以上
- 定員:各回15名
- 申込方法:往復ハガキ(FAX可)に、住所・氏名・年齢・電話番号・希望日時・コース(A～C)を記入の上、〒566-0052 大阪府摂津市鳥飼本町1-4-26-101号 大阪欄間工芸協同組合宛(FAXの場合、072-646-8471)まで
- 締切:6月15日(土)必着(申込多数の場合抽選)
- 問い合わせ:072-646-8470(大阪欄間工芸協同組合)
- 講師:大阪欄間工芸協同組合伝統工芸士



## ワークショップ

### ■つまみ細工を作ろう

4月13日(土)、6月22日(土)

- 時間:①13:30 ②14:30
- 材料費:300円
- 定員:先着各回10名



### ■綿くり体験

4月27日(土)

- 時間:13:30～15:00



### ■ヘルマンハーブコンサート&演奏体験

4月29日(月・祝)

- 時間:14:00～15:00
- 出演:シュトララーセ



### ■兜を作ろう

5月5日(日・祝)

- 時間:①13:30 ②14:30
- 材料費:100円
- 定員:先着各回10名



### ■組みひもストラップ

5月11日(土)

- 時間:①13:30 ②14:30
- 材料費:300円
- 定員:先着各回10名



### ■紋切りワークショップ —江戸時代の切り紙あそび

5月25日(土)

- 時間:①13:30 ②14:30
- 材料費:100円
- 定員:先着各回10名



### ■版木はがきを刷ろう

6月8日(土)

- 時間:13:30～15:00
- 材料費:200円



### ■おじゃみ(お手玉)を作ってみよう

●開催日:毎月 第2日曜日

- 時間:14:00～16:00
- 材料費:100円
- 定員:先着15名



### ■折り紙で遊ぼう

☆折り紙を折ろう

- 開催日:偶数月 第3土曜日
- 時間:13:30～15:00
- 材料費:100円
- 定員:先着16名



☆鶴のつなぎ折り

- 開催日:奇数月 第3日曜日
- 時間:①13:30 ②14:30
- 材料費:100円
- 定員:先着各回8名



## 見て聞いて楽しむ

### ■絵本で楽しい時間

- 開催日:毎月 第4日曜日
- 時間:14:30～15:00



### ■今昔語り

- 開催日:お茶会と同日
- 時間:14:30～15:00



## 大阪について学ぶ

### ■町家ツアー

- 開催日:日曜日
- 時間:13:10～14:00



### ■町の解説

- 開催日:毎月 第1・3日曜日
- 時間:13:00～16:00



大阪市立住まいのミュージアム

## 大阪くらしの今昔館



### 9階 なにわ町家の歳時記

江戸時代の大阪の町並みを実物大で再現。大通りには、風呂屋や本屋、薬屋などが並び、ひととき高い火の見櫓も。路地を抜けると裏長屋の庶民の生活をかいま見することもできます。



### 8階 モダン大阪 パノラマ遊覧

近代大阪の代表的な住まいと暮らしを模型や資料で再現。

開館時間 10:00～17:00(入館は16:30まで)

火曜日、年末年始、その他臨時休館あり

休館日

4月～6月の休館日 4/2、8～12、16、23 5/7、14、21、28  
6/4、11、18、25 (4/30火曜日は開館します)

入館料

一般 600円/団体 500円(20人以上)  
高・大生 300円/団体 200円(20人以上)  
※中学生以下、障がい者手帳等を持参の方(介護者1名含む)、市内在住の65歳以上無料(要証明書提示)  
※企画展の観覧料は別途必要です。

交通機関

●Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電車『天神橋筋六丁目』駅下車 3号出口より住まい情報センター建物の地階へ連絡、エレベーターで8階へ  
●JR大阪環状線『天満』駅から商店街を北へ約650m

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20(住まい情報センター8階) TEL 06-6242-1170 FAX 06-6354-8601 URL <http://konjyakukan.com/>

■ご案内・費用の記述のないものは参加無料です。・茶葉代・材料費は、当日お支払いください。・日程等、予告なく変更になる場合がありますので予めご了承ください。



# セミナー・イベントガイド

下記の申込先へお申し込みください(特記以外参加費は無料、要事前申込。先着順の場合は、定員になり次第締切。抽選の場合は、締切後も定員に満たない場合は引き続き募集します)。

## 1 住まい情報センター主催イベント

住まい情報センターが主催するセミナー・イベントです

■住まいの基礎知識セミナー & 見学会・作品展 (共催)  
建築家とつくる住まいの工夫  
「庭と共に暮らす」

- 日時:  
①4月20日(土) 14:00~16:00  
セミナー・個別相談会「庭と共に暮らす」  
②5月12日(日) 14:00~16:00  
見学会「古い集落の中に建つ緑豊かな家」
- 場所: ①3階ホール、②大東市内
- 講師: 大西 憲司((公社)日本建築家協会近畿支部、一級建築士)
- 定員: ①100名(先着順)個別相談: 定員3組 16:00~(事前申込要、当日抽選)、②30名(抽選)  
\*見学会の集合場所・時間は、抽選の結果当選された方にお知らせします。
- 締切: ②4月28日(日)



見学会の事例写真

同時開催

「建築家の作品展」

- 期間: 4月20日(土)~5月19日(日)
- 場所: 住まい情報センター4階

■住まいの基礎知識セミナー  
知ってトクする!  
住まいのお手入れ~お家の点検していますか?~

- 日時: 5月25日(土) 14:00~16:00
- 場所: 3階ホール
- 講師: 居蔵 宏幸(NPO法人住宅長期保証支援センター所属)
- 定員: 100名(先着順)

■住まいの基礎知識セミナー  
女性建築士と考える  
「住まいのリフォーム」上手なすすめ方

- 日時: 6月15日(土) 14:00~16:00
- 場所: 5階研修室
- 講師: (公社)大阪府建築士会女性分科会
- 定員: 50名(抽選)
- 個別相談: 3組 16:00~(要事前申込、当日抽選)
- 締切: 6月1日(土)

## 2 住まい情報センタータイアップイベント

住まい情報センターと住まい・まちづくりの専門家団体等が共催するセミナー・イベントです

■タイアップ+plusセミナー  
シニアライフ予備校  
【今から始める暮らしのケア編】

- 日時: 6月8日(土) 10:30~16:30
- 場所: 3階ホール
- 司会: 柴本 美佐代((一社)日本エルダーライフ協会代表理事)  
コメンテーター: 中野 仁(弁護士)、早川 百代(インテリアコーディネーター)、内田 優(弁護士)
- ①10:30~12:00  
健康は食とお口から

- 「今日から取り組む食と口腔ケア」  
講師: 西本 真由美(管理栄養士)、池野 真紀(歯科衛生士)
- ②13:00~14:30  
住まいとお金から考える  
「シニア未満のためのライフプラン」  
講師: 水田 恵子(インテリアコーディネーター)、川添 登日雄(ファイナンシャルプランナー)
- ③14:45~16:30  
専門家がプレゼンテーション  
「家は世界でいちばん大事な場所」  
講師: 土谷 尚子(インテリアコーディネーター)、早川 真(インテリア家電コーディネーター)、中野 仁(弁護士)、上村 龍三(不動産コンサルタント)
- 定員: 100名(先着順)
- 団体: シニアライフSOS、インテリアコーディネーター協会関西、(一社)日本エルダーライフ協会

### 1 主催イベント、2 タイアップイベントの参加申し込み方法

- 下記ホームページから参加申し込みができます。  
住まいまづり・ネット ▶ <http://www.sumai-machi-net.com/>
- 2次元バーコードから参加申し込みができます。
- ホームページでの申し込みは開催日の約2カ月前からになります。
- ハガキまたはFAXでも参加申し込みができます。記入事項を明記し、下記の住所、FAX番号へお申し込みください。



記入事項: イベント名、住所、氏名(フリガナ)、年齢、参加希望日、電話番号、手話希望の有無、個別相談希望の有無など

- お申し込みにあたっていただいた個人情報は、主催者大阪市立住まい情報センターが保管し、利用状況統計基礎データおよびイベント保険(必要な場合)への加入、今後のイベントのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
- 手話をご希望の方、お子様(未就学児)をお連れの方は開催2週間前までにお問い合わせください。
- 【注意】一部のイベントを除き、参加証の発達はありません。「先着順」のイベントにお申し込みいただいた場合は、イベント開催当日、直接会場にお越しください。「抽選」の場合に限り、ハガキがEメールで当落をお知らせします。



## 2019年度より チャレンジタイアップ事業が はじまります!

タイアップ事業とは、住まい情報センターと住まい・まちづくりに取り組むNPOや専門家団体等が連携、協力し実施する事業です。

2019年度からは、「チャレンジタイアップ事業」として生まれ変わり、新たな分野での取り組みを期待し、募集テーマをフリーにしました。審査委員会によって採択された企画を6月頃から順次実施予定です。みなさまのご参加をお待ちしております。



### 【住まいの学習をサポート! 家庭科の先生必見】

## 住まい情報センターオリジナル 「住まい学習プログラム」事業を行っています。

住まい情報センターでは、子どもたちの住まいの学習をサポートするために、小学校、中学校、高等学校の家庭科の先生向けに授業教材の制作・貸出をおこなう「住まい学習プログラム」事業を行っています。2018年11月、大阪府立東住吉高等学校にて、住まい情報センターオリジナル学習教材『住まい』と『まちづくり』を活用した授業が行われました。



写真: 学習教材『住まい』と『まちづくり』を活用した家庭科授業の様子 / 大阪府立東住吉高等学校

●住まい学習プログラムについて ▶ <http://www.osaka-angenet.jp/news/000574.html>



イベントのお申し込み・お問い合わせは

## 大阪市立 住まい情報センター

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20  
住まい情報センター4F 住情報プラザ

TEL 06-6242-1160 FAX 06-6354-8601

URL <http://www.osaka-angenet.jp/>

■開館時間 平日・土曜 9:00~19:00 / 日曜・祝日 10:00~17:00

■休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、  
祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)  
年末年始

※4月~6月の休館日は本誌裏面をご参照ください。

※大阪くらしの今昔館と休館日が異なります(左のページをご参照ください)。

### ホール・研修室・企画展示室の貸し出しをしています

住まいに関するさまざまな催しを開催している住まい情報センターのホールや研修室、そして大阪くらしの今昔館企画展示室。講演会やサークル活動など多目的にご利用いただけます。



3階ホール

■お問い合わせ・ご予約  
ホール・研修室・企画展示室

大阪市立住まい情報センター TEL 06-6242-1160



企画展示室



住まい情報センターでは、公的賃貸住宅等の住まい探しをはじめ、住まいを購入するときや建てる時、借りる時の一般的な注意点、分譲マンション管理に関する情報や大阪市を中心とした住宅施策等に関するご質問に、窓口又は電話で相談員が対応します。



住まいを借りる(公的賃貸住宅等)

◆ **市営住宅** … 住宅に困っておられる所得の低い方々向けの賃貸住宅です。原則として大阪市内にお住まいの方が対象です。

🏠 **定期募集等【抽選】** ※平成31年5月以降の元号の表示については、便宜上、平成を使用しております。

募集時期	居住条件等	収入基準条件(月額所得額)	お問い合わせ
7月募集:平成31年7月上旬の予定	収入・同居親族等の条件があるほか、一般世帯・新婚・子育て・単身者向け等、申込区分により申込資格が設定されています。一部の申込区分では、府内居住の方や市内在勤の方も申し込みができます。	一般世帯:158,000円以下 高齢者・障がい者世帯等: 259,000円以下	大阪市住まい公社募集担当 TEL:6882-7024/FAX:6882-7021
11月募集:平成31年11月上旬の予定			
2月募集:平成32年2月上旬の予定			

🏠 **福祉目的募集【抽選】** ※ケア付住宅については、家賃や共益費以外に費用負担がかかる場合があります。

募集時期	募集区分	居住条件等	収入基準条件(月額所得額)	お問い合わせ
毎年5月上旬頃	ひとり親	配偶者のない方とその子ども(扶養している20歳未満の児童が含まれること)のみで構成する世帯が対象です。	一般世帯:158,000円以下 高等学校修了前とされる年齢の子どもがいる世帯・障がい者世帯等: 259,000円以下	大阪市子ども青少年局 こども家庭課 TEL:6208-8035/FAX:6202-6963
	障がい者	障がい者住宅、障がい者ケア付住宅、車いす常用者向け住宅(特別設計住宅)(ケア付住宅)障がい者手帳(身体・精神・療育)等を所持していることや、その他申込資格が設定されています。	一般世帯:158,000円以下 高齢者・障がい者世帯等: 259,000円以下	大阪市福祉局 障がい福祉課 TEL:6208-8081/FAX:6202-6962
	高齢者	高齢者・高齢者特別設計住宅、高齢者ケア付住宅60歳以上の方であることや、その他申込資格が設定されています。	一般世帯:158,000円以下 高齢者・障がい者世帯等: 259,000円以下	大阪市福祉局 高齢福祉課 TEL:6208-8060/FAX:6202-6964

🏠 **随時募集【先着順、ただし年3回の追加募集住戸は抽選】**

募集時期	居住条件等	収入基準条件(月額所得額)	お問い合わせ
定期募集等において、応募者が募集戸数に満たなかった住戸について、先着順で随時募集を行っています。年3回、募集住戸の追加があります。	現に大阪市内にお住まいの方が対象で、申込資格等は定期募集と同様です。一部の住戸について、単身で居住し、日常生活ができる方であれば、障がい者手帳所持の有無等にかかわらず、年齢が60歳未満の方も申し込みができます。	一般世帯:158,000円以下 高齢者・障がい者世帯等: 259,000円以下	大阪市住まい公社募集担当 TEL:6882-7024/FAX:6882-7021

◆ **中堅層向け住宅** … 公営住宅の収入基準を超えている方等、中堅層向けの賃貸住宅です。大阪市外にお住まいの方も申し込みができます。

住宅種別	収入基準条件(月額所得額)	お問い合わせ
大阪市が管理している住宅(先着順) 市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅 物件情報▶ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000330090.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000330090.html</a> 先着順、ただし年3回の追加募集住戸は抽選。	158,000円(※123,000円)以上～487,000円以下 ※50歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合	大阪市住まい公社募集担当 TEL:6882-7012/FAX:6882-7021
大阪市住まい公社が管理している住宅(先着順) 公社一般賃貸住宅 物件情報▶ <a href="https://www.osaka-jk.or.jp/chintai/select_type/jutaku_type_04">https://www.osaka-jk.or.jp/chintai/select_type/jutaku_type_04</a>	158,000円(※123,000円)以上 ※40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合	大阪市住まい公社募集担当 TEL:6882-9000/FAX:6882-7021
公社すまいりんぐ・民間すまいりんぐ(公社管理) 物件情報▶ <a href="https://www.osaka-jk.or.jp/chintai/">https://www.osaka-jk.or.jp/chintai/</a>	200,000円(※123,000円)以上～601,000円以下 ※40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合	大阪市住まい公社募集担当 TEL:6882-9000/FAX:6882-7021
民間指定法人が管理している住宅(先着順) 民間すまいりんぐ(指定法人管理) 制度概要▶ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000110162.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000110162.html</a>	200,000円(※123,000円)以上～601,000円以下 ※40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合	大阪市都市整備局 特優賃受付窓口 TEL:6882-7055/FAX:6882-7031 ※入居申込は各法人を案内させていただきます。

◆ その他の公的賃貸住宅

住宅種別	制度概要	お問い合わせ
大阪府営住宅	市内に所在する建替え等の事業を行っている府営住宅については、事業完了後に市に移管されます。詳細は右記までお問い合わせください。	大阪府営住宅藤井寺管理センター TEL:072-930-1093
大阪府住宅供給公社住宅	窓口・インターネット等により先着順受付 物件情報▶ <a href="http://www.osaka-kousha.or.jp/">http://www.osaka-kousha.or.jp/</a>	大阪府住宅供給公社募集グループ TEL:6203-5454
都市再生機構(UK都市機構)賃貸住宅	窓口・インターネット等により先着順受付 物件情報▶ <a href="http://www.ur-net.go.jp/chintai/kansai">http://www.ur-net.go.jp/chintai/kansai</a>	UR梅田営業センター TEL:6346-3456 空き家情報 フリーダイヤル:0120-23-3456

◆ 民間賃貸住宅

制度名称	制度概要	お問い合わせ
セーフティネット住宅登録制度	低額所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない住宅として、大阪市内に登録された民間賃貸住宅を、以下のサイトで検索できます。〈セーフティネット住宅情報提供システム〉 <a href="https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php">https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php</a>	大阪市都市整備局 安心居住課 TEL:6208-9222/FAX:6202-7064
サービス付き高齢者向け住宅登録制度	高齢者が安心して暮らすことができる住宅として、大阪市内に登録された住宅を、以下のサイトで検索できます。〈サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム〉 <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php">https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php</a>	大阪市都市整備局 安心居住課 TEL:6208-9648/FAX:6202-7064
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅と、その仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談の窓口等を、以下のサイトで検索できます。〈あんぜん・あんしん賃貸検索システム〉 <a href="http://sumai.osaka-anshin.com/">http://sumai.osaka-anshin.com/</a>	大阪府住宅まちづくり部 都市居住課 TEL:6210-9707/FAX:6210-9712



※大阪市の市外局番は「06」です。 ※各事業の詳細は、おおさか・あんじゅ・ネット (<http://www.osaka-angenet.jp/>) および大阪市ホームページでご確認ください。  
 ※補助、助成事業の利用には事前協議が必要ですのでお早めにご相談ください。また、受付期限があるものもあります。なお、予算額に達し次第受付を終了しますのでご注意ください。

## 住まいを買う・建てる・建て替える・解体する

制度名称	制度概要	お問い合わせ	
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	初めて住宅を取得する、新婚世帯・子育て世帯を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。なお、予算の範囲内で先着順に受付します。申し込みにかかる資格要件につきましては窓口までお問い合わせください。	大阪市都市整備局 住宅支援受付窓口 (住まい情報センター4階) TEL:6356-0805 / FAX:6356-0807	
大阪市子育て安心マンション認定制度	‘子育てに配慮した仕様’と‘子育てを支援する環境’を備えた良質な民間の新築マンションを認定し、その情報を大阪市ホームページ等で広く情報発信していきます。 認定を受けたマンションを購入し、りそな銀行の住宅ローンを申し込まれた場合、物件により金利が引き下げられます(防災力強化マンションとも)。	大阪市都市整備局 安心居住課 TEL:6208-9648 / FAX:6202-7064 りそな銀行ローン営業部 北浜ローンプラザ TEL:6222-3714	
大阪市防災力強化マンション認定制度	耐震性や耐火性等建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信していきます。認定物件の金利引き下げについては、子育て安心マンション認定制度の欄をご覧ください。	大阪市都市整備局 安心居住課 TEL:6208-9648 / FAX:6202-7064	
大阪市エコ住宅普及促進事業	断熱性能が高く、太陽光発電や省エネ性能に優れた設備などを備えたマンション等を「大阪市エコ住宅」として認定し広く情報発信していきます。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ TEL:6208-9631 / FAX:6202-7064	
民間老朽住宅建替支援事業 (タテカエ・サポート21)	集合住宅への建替建設費補助 隣地を取得した戸建住宅への建替建設費補助 狭い道路に面した古い木造住宅の解体費補助	昭和56年5月31日以前建築のアパートや長屋等を集合住宅(マンション・アパートなど)に建替える場合、建替費用の一部を補助します。 優先地区において、未接道敷地や狭小敷地を解消するために隣地を売買で取得した敷地において、昭和56年5月31日以前建築の建物を戸建住宅に建替える場合、設計・解体費用の一部を補助します。 優先地区において、幅員4m未満の道路に面する昭和25年以前建築(重点整備エリアにおいては、幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前建築)の木造住宅を解体する場合、解体費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) TEL:6882-7053 / FAX:6882-0877 ※優先地区等のエリアの詳細はお問い合わせください。一部エリアでは、補助要件を緩和しています。 ※その他、建替え相談や従前居住者の方へ家賃補助制度等も行っています。
防災空地活用型除却費補助制度	優先地区内の一部エリア等において、幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前建築の木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用及び空地整備費用の一部を補助します。 ※本制度を活用して防災空地を整備した場合、土地の固定資産税・都市計画税が非課税になります(整備の翌年以降)。	大阪市都市整備局 密集市街地整備グループ TEL:6208-9234 / FAX:6202-7025	
都市防災不燃化促進事業 (今里筋沿道・緑橋～百済貨物ターミナル駅)	地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域(道路境界から奥行き30mの範囲)で、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を補助します。	大阪市都市整備局 密集市街地整備グループ TEL:6208-9629 / FAX:6202-7025	

## 住まいを改修する

制度名称	制度概要	お問い合わせ
大阪市耐震診断・改修補助事業	一定の要件を満たす戸建住宅等の所有者に対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。また、耐震事業者の紹介を行います。	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) TEL:6882-7053 / FAX:6882-0877
マンション耐震化緊急支援事業	一定の要件を満たすマンションの所有者に対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 民間住宅助成グループ TEL:6208-9228 / FAX:6202-7064
ブロック塀等撤去促進事業	道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します(2019年度までに限り、補助率・補助限度額を引き上げています)。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ TEL:6208-9631 / FAX:6202-7064
大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	LDK化や断熱改修、ユニットバスの新設・改良工事等、子育て世帯等の入居に資する改修工事を行う民間賃貸住宅オーナー等に対して、改修工事費の一部を補助します。	各区保健福祉センター 保健福祉課
建物の修景に関する無料相談	建物の外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備等、建物の「修景」に関することならどんなことでもお気軽にご相談ください。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ TEL:6208-9631 / FAX:6202-7064
高齢者住宅改修費給付事業	介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受ける方が属する世帯等で、生活支援・介護予防の観点から真に住宅改修が必要と認められる世帯の住宅改修費用の一部を給付します。	各区保健福祉センター 保健福祉課
重度心身障がい者(児)住宅改修費給付事業	在宅の重度の身体・知的障がい者、難病患者等の方が、日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事を行うとき、工事費用の一部を給付します。所得制限があります(ただし、介護保険制度が適用される方は本制度の対象となりません)。なお、必ず事前に申請が必要です。	各区保健福祉センター 保健福祉課

## 分譲マンション管理組合の方へ

制度名称	制度概要	お問い合わせ
分譲マンションアドバイザー派遣	マンションの建替えや計画的な修繕(大規模修繕工事)・省エネルギー改修についてのアドバイスを行うため、管理組合の勉強会等の講師役として専門家を派遣します。計画的な修繕に関するアドバイザー派遣は2回まで受けることができます。(予約制・無料)	予約申込 住まい情報センター TEL:6242-1177(相談専用)
分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度	分譲マンションの管理組合に対して、長期修繕計画の作成や見直しにかかる費用の一部を補助します。 補助率:補助対象となる経費の1/3 上限:30万円	大阪市都市整備局 住宅政策グループ TEL:6208-9224 / FAX:6202-7064
分譲マンション再生検討費助成制度	分譲マンションの管理組合に対して、マンションの再生(建替え、耐震改修など)を検討する費用の一部を補助します。 補助率:補助対象となる経費の1/3 上限:60万円	大阪市都市整備局 住宅政策グループ TEL:6208-9224 / FAX:6202-7064
大阪市マンション管理支援機構	公共団体や、建築、法律等の専門家団体等が連携して、分譲マンションの管理組合を支援します。登録組合には、セミナーの案内や情報誌等を無料で送付します。	大阪市マンション管理支援機構事務局 (住まい情報センター4階) TEL:4801-8232 / FAX:6354-8601



このページでは、「あんじゅ」や「住まい情報センター」に対するご意見や応援メッセージ、センターの活動やお知らせなど、さまざまな情報をお届けします。「あんじゅ」「住まい情報センター」へのご意見・ご要望、今後とりあげてほしいテーマ、開催してほしいイベントなどを、どしどしお寄せください。

## 住まいのライブラリーからのお知らせ

### 2019年度 住まいのライブラリーに新ボランティアメンバーが加わりました！

住まいのライブラリーでは、4月より新ボランティアメンバーで活動をスタートしています。

貸出窓口の活動のほか、ブックトークサロンやリサイクルブックフェアのお手伝い、こどもたちの住まいの学習に活用する“家の模型キット”の作成や図書の貸出時に利用者に提供する“折り紙のしおり”の制作など、多彩な活動を行っています。

### 住まいのライブラリーボランティアからのメッセージ

ちょっとした時間、無理せず、楽しみながら私たちと一緒にボランティア活動をしませんか。ライブラリーボランティアは、好きな本に囲まれて、本を整理したり、貸し出しのお手伝いをしたり、お客様のご案内をします。手作業の得意な方には模型制作などもあります。いずれもスタッフから優しく丁寧に指導してまいります。余った時間を自分の為、人の為に大切に使う楽しんで過ごしませんか。お待ちしております。

ライブラリーボランティア 鍵野さん



### 住まいのライブラリー新着図書の紹介

住まい・暮らしに役立つ新着図書「マンション管理」「空家対策」「建物改修」などが入りました！是非ご活用ください。

- マンション管理人の仕事とルールがよくわかる本 平成30年10月改訂／セルバ出版
- 100年マンション 資産になる住まいの育てかた／日本経済新聞出版社
- 事例と図でわかる建物改修・活用のための建築法規 適法化・用途変更・リノベーションの手引き／学芸出版社
- 安心できる競売物件の見方・買い方 第6版 危ない物件の見分け方／民事法研究会
- 超越して「私」と「暮らし」を整えよう 新居はお気に入りだけで暮らしたい／galaxy株式会社



【お問い合わせ】大阪市立住まい情報センター 住まいのライブラリー担当 電話:06-6242-1160  
【図書の検索はこちら】<http://www.osaka-angenet.jp/library/>



## 大阪市からのお知らせ 建物の修景のご相談をお受けしています 無料

外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備等、市内の建物の「修景」に関することならどんなことでもお気軽にご相談ください。

### ■ 修景相談の例

- まずは大阪市内の修景事例をできるだけたくさん知りたい。
- 見苦しい室外機や看板を整理して、すっきりしたファサードにしたい。
- 建物の外観の特徴が引き立つようにライトアップで演出したい。
- 雰囲気のあるまちなみに溶け込むようなデザインの家をしたい。

### ■ 修景の事例

建築当初の意匠を踏まえた改修



外観イメージを保全しながら外観を阻害する要因を解消するとともに、新たな意匠を取り入れた修景



【お問い合わせ】大阪市都市整備局まちなみ環境グループ 電話:06-6208-9631  
【詳細はこちら】<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000399610.html>





# リレーコラム vol.4

住まい・まちづくりの専門家や学識経験者が研究活動を通じて得たエピソードや体験談、旬な情報をリレーコラムとしてお伝えします。

## 街は生きていけるー都市に住み継ぐー豊崎長屋

高層ビルが見下ろす一画、都心のど真ん中に土の路地が残っている。戦火や再開発の波を潜り、木造の賃貸長屋が群として奇跡的に残されていた。築100年に近い「豊崎長屋」は大家さんの住む主屋と、

でもある。新しい建築をむやみに「作る」だけではなく、「残す」「活用する」ことを視野に入れ、住み続けていくことが大切である。

家を考えるのが設計である。それは、住み続けながら手を入れたいくことができ、愛着の持てる家を作ることである。私ができる学んだのは住み継ぐことができる住宅を作る覚悟があるかどうかである。また家を住み継ぐことは人の繋がりを作ることもある。

その周りに5棟15軒の長屋があり、周辺のまだ取り壊されていない長屋にも古くからの住人が住み続けている。大阪には江戸時代から続く長屋暮らしの文化がある。戦前（昭和15年）の大阪市では総住戸数の95%が長屋であった。住まいは長屋から始まった。時代の波は新しく住宅を建て替えることで街を活性化しようとしている。しかし住まいだけではない。どんな物でも時がたてば傷んでくる。そして

最近メンテナンスフリーの建材の隆盛で手入れをしなくなり、傷みに気づいた時には簡単に修復できないことが増えた。しかし、取り壊さなくてはならないほど老朽化はしていない。時代にあわなくなってきたというだけで壊されてしまうことも多い。ゆつくりと過ごす生活の在り方から遠ざかっていった時に住まいの空間・室礼そのものが時代にあわなくなると錯覚しているだけにすぎない。今一度暮らすということを見直す必要があるように思う。

私たちの受け継いだ住まいや街並みを次の世代に手渡すための街づくりの事例がここ「豊崎長屋」にある。

メンテナンスが必要になる。地域には大工さんや職人さんがいて日常的に手入れをする習慣があった。戦前は一度作った物は大切に使い続けたものである。そして住み継ぐことは時間をリレーすることは

私の師匠である建築家石井修に、「建築は作った人間よりも長く生きるものである」と教えられた。環境や暮らしのなかで生き続けることのできる



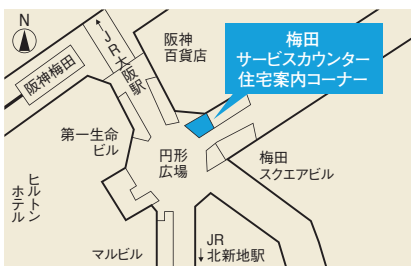
建築家 竹原義二



市内3カ所にある大阪市サービスカウンターで広報誌「あんじゅ」をはじめ、住宅関連パンフレットの配布等を行っています。

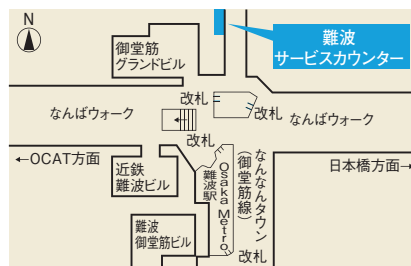
サービスカウンターの営業時間：平日／9時～19時 土・日・祝日／10時～19時 ※臨時休業する場合があります。

### ■ ディアモール大阪B1F



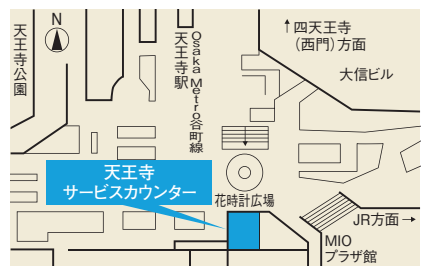
TEL: 06-6345-1103 FAX: 06-6345-0873

### ■ Osaka Metro難波駅構内B1F



TEL: 06-6211-0874 FAX: 06-6211-0869

### ■ あべちかB1F



TEL: 06-6773-0874 FAX: 06-6773-6600

### 住まいに関するご相談をお受けしています

#### ■住まいの一般相談(随時/窓口相談・電話相談)

公的賃貸住宅などの住まい探しをはじめ、住まいを購入するときや建てるときの一般的な注意点、分譲マンション管理に関する情報や大阪市を中心とした住宅施策などに関するご質問に、窓口又は電話で相談員が対応します。まず相談内容をお聴きして、問題点の整理・解決のために必要な知識や情報を提供します。英語、中国語、韓国・朝鮮語にも対応します(外国語対応は17時まで)。

#### ■住まいの専門家相談(予約制/面接相談)(ご予約は30日前からお受けしています)

お申し込みに際しては、相談員が一般相談で内容をうかがってから予約します。日程が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

専門家相談日時	内容
住まいの法律	概ね毎週土曜日[10時~13時30分]
住まいの資金計画	隔週土曜日[10時30分~12時]
建築・リフォーム	隔週土曜日[10時~13時]
分譲マンション(法律)	概ね月1回日曜日[13時~16時]
分譲マンション(管理一般)	概ね週1回木曜日[14時~18時]

●相談に関する秘密は厳守します。●係争中の案件や営利目的の相談、トラブルのあっせん・仲裁、賃貸住宅の経営に関する相談等、当センターで対応できかねるものは、他の相談機関等の情報を提供します。●専門家相談は、大阪府に在住、在勤または在学の方を対象とします。●専門分野ごとに年1回までとさせていただきます(分譲マンション(管理一般)を除く)。

#### ■連携機関による定期相談

(公社)大阪府建築士会による建築相談…毎週日曜日 13時~16時(受付は当日の12時30分~15時30分 ※12時30分に相談を受ける順番の抽選があります)  
近畿税理士会による税務相談(予約制)…毎週土曜日(但し、2・3月を除く) 13時~16時(TEL 06-6242-1177で予約受付)

#### ■住まい・大阪に関するセミナーやイベントを開催しています

#### ■大阪市での住まい探いをサポートします



#### ■大阪くらしの今昔館(8階)

詳しくは本誌6~9ページをご参照ください。  
※住まい情報センター(4階住情報プラザ)と開館日時が異なります。

#### ■住情報プラザ(4階)

住まいに関するご相談の受付やさまざまな情報を提供しています。

#### ■住まいのライブラリー(4階)

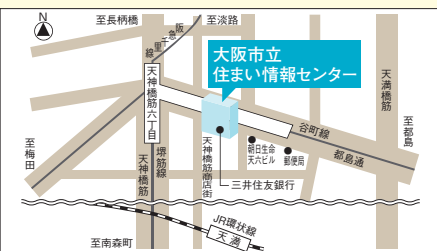
「住まい」や「大阪」に関する図書を集めたライブラリーがあります。図書の貸し出しも行っています。

#### ■住まい情報センター開館情報

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20 4階

■開館時間 平日・土曜 9時~19時 / 日曜・祝日 10時~17時  
■休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始

4月~6月の休館日  
4月2日、9日、16日、23日、5月1日~4日、7日、14日、21日、28日、6月4日、11日、18日、25日



●Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅3号出口より連絡  
●JR環状線「天満」駅から商店街を北へ約650m

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。「広告掲載」のお問い合わせは、大阪市立住まい情報センター TEL: 06-6242-1160

住宅ローンやカードローンの返済などの相談に、カウンセラーがおこたえます。

#### ■カウンセリングサービス

毎週水曜日 午前10時~午後4時 相談無料  
事前に予約が必要です。まずはお電話ください。

☎06-6942-1612

※通話料がかかります。

【こんな相談できます。】

- ◎ わたしの場合、いくら借りられるの?
- ◎ 出産や子育て、定年などを考えた住宅購入資金計画は?
- ◎ 返済がしんどいけど、どうすればいいの?
- ◎ わが家にあった返済方法や、返済を軽減する方法は?

知りたいことも、

お困りのことも。

なんでも、ご相談ください。

### 銀行とりひき相談所

一般社団法人大阪銀行協会 大阪市中央区谷町3丁目3番5号



詐欺にご注意!

●これってオレオレ詐欺?

●投資勧誘、未公開株など、うまい話は…?

銀行に関する知りたいことも、お困りのことも、お電話ください。

わたしたちは、ローンやクレジットの利用に関するご相談、預金の預入れや事業資金の借入れなど、銀行取引に関するさまざまな疑問にお答えしています。

☎06-6942-1612 相談無料

【受付】月曜日~金曜日(祝日および銀行の休業日を除く) 午前9時~午後5時(通話料がかかります)